

(環境に及ぼす影響の配慮)
第二十條 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表)
第二十一條 政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本的事項の変更について準用する。
第三章 食品安全委員会
(設置)
第二十二條 内閣府に、食品安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第二十三條 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第二十一条第二項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

三 前号の規定により行つた食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
四 第二号の規定により行つた食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。

六 第二号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。

七 第二号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

2 委員会は、前項第二号の規定に基づき食品健康影響評価を行つたときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行つたとき、又は第一項第三号若しくは第四号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第一項第三号又は第四号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

第二十四條 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法第六条第二号ただし書(同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七條第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとするとき、若しくは同法第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第八條第一項の規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、同法第十條第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十二條に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十三條第一項(同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十三條第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第五十條第一項の規定により基準を定めようとするとき、同法第五十一條第一項若しくは第五十二條第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二號)第三條第一項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第四條第三項(同法第三十四條第六項において準用する場合を含む。)の基準(同法第四條第一項第八号又は第九号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め、若しくは変更しようとするとき。

三 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十七號)第三條の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第四條第一項第四号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第七條第一項若しくは第八條第三項(これらの規定を同法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、又は同法第十三條の三第一項(同法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき。

四 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六號)第二條第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四條第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二條第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五號)第二條第三項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第三條第一項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第二十三條の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。

六 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四號)第六條第一項、第九條第四項第六項第二号若しくは第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第七項の

政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七 水道法(昭和三十三年法律第七十七號)第四條第二項(同法第一項第一号から第三号までの規定に係る部分に限る。)の環境省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四條第一項、第十四條の三第一項(同法第二十條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項(同法第二十三條の二の二十第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、若しくは第二十三條の三十七第一項若しくは同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四條第一項、第十四條の三第一項、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十三條の三十七第一項若しくは同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四條第一項、第十四條の三第一項、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十三條の三十七第一項若しくは同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四條第一項、第十四條の三第一項、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十三條の三十一第一項の規定による動物のために使用されることが

六十六號)第二條第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四條第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二條第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五號)第二條第三項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第三條第一項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第二十三條の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。

六 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四號)第六條第一項、第九條第四項第六項第二号若しくは第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第七項の

政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七 水道法(昭和三十三年法律第七十七號)第四條第二項(同法第一項第一号から第三号までの規定に係る部分に限る。)の環境省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四條第一項、第十四條の三第一項(同法第二十條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項(同法第二十三條の二の二十第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十三條の三十七第一項若しくは同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四條第一項、第十四條の三第一項、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十三條の三十一第一項の規定による動物のために使用されることが

六十六號)第二條第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四條第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二條第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五號)第二條第三項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第三條第一項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第二十三條の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。

六 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四號)第六條第一項、第九條第四項第六項第二号若しくは第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第七項の

政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七 水道法(昭和三十三年法律第七十七號)第四條第二項(同法第一項第一号から第三号までの規定に係る部分に限る。)の環境省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四條第一項、第十四條の三第一項(同法第二十條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項(同法第二十三條の二の二十第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十三條の三十七第一項若しくは同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四條第一項、第十四條の三第一項、第十九條の二第一項、第二十三條の二の五第一項、第二十三條の二の八第一項、第二十三條の二の十七第一項、第二十三條の二の二十五第一項、第二十三條の二の二十八第一項(同法第二十三條の四十四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))若しくは第二十三條の三十一第一項の規定による動物のために使用されることが

六十六號)第二條第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四條第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二條第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五號)第二條第三項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第三條第一項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第二十三條の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。

六 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四號)第六條第一項、第九條第四項第六項第二号若しくは第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第七項の

目的とされている医薬品若しくは再生医療等製品についての再評価を行うおとするとき、同法第二十三条の二の九第一項（同法第二十三条の二の九において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の九第一項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医療機器若しくは体外診断用医薬品についての使用成績に関する評価を行うおとすとき、又は同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号若しくは同法第八十三条の五第一項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

九 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第二条第三項の政令（農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質を定めるものに限る。）又は同法第三条第一項の政令（農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれが著しく認められる地域の要件を定めるものに限る。）の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十一条第一項、第十五条第四項第二号若しくは第三号、同条第六項又は第十九条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の二第一項の規定により添加物の名称を消滅しようとするとき。

十二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第六条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

十三 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項又は第二項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。

2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認められた場合に限る。）においては、当該食品の安全

性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

（資料の提出等の要求）

第二十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（調査の委託）

第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

（緊急時の要請等）

第二十七条 委員会は、食品の安全性の確保に關し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。

2 国の関係行政機関の試験研究機関は、前項の規定による委員会の要請があったときは、速やかにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。

3 委員会は、食品の安全性の確保に關し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十九条第一項の規定による求め、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十八条第一項若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十六条第一項の規定による要請又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十二条の規定による命令を求めようすることができる。

（組織）

第二十八条 委員会は、委員七人をもって組織す

2 委員のうち三人は、非常勤とする。
（委員の任命）

第二十九条 委員は、食品の安全性の確保に關し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

（委員の任期）

第三十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員の罷免）

第三十一条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適用しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員の服務）

第三十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
（委員の給与）

第三十三条 委員の給与は、別に法律で定める。

（委員長）

第三十四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。
（会議）

第三十五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。
（専門委員）

第三十六条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。
（事務局）

第三十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
（政令への委任）

第三十八条 この章に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十九条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。
（最初の委員の任命）

第二条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。
（会議）

第三十五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。
（専門委員）

第三十六条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。
（事務局）

第三十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
（政令への委任）

第三十八条 この章に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十九条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。
（最初の委員の任命）

第二条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。
（会議）

第三十五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。
（専門委員）

第三十六条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。
（事務局）

第三十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
（政令への委任）

第三十八条 この章に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十九条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。
（最初の委員の任命）

第二条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

(検討)
第八条 政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成一四年七月三十一日法律第九六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日
第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとはみなす。
(政令への委任)
第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年一二月四日法律第一二九号) 抄
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。
附則 (平成一四年一二月四日法律第一三一号) 抄
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第八条(次号に掲げる改正規定を除く。)、及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三号及び第三十五号の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
四 略
五 第三条及び附則第三十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
附則 (平成一五年六月二一日法律第七三三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第六号中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一薬事法(昭和三十三年法律第九十四号)の項の改正規定、附則第七号、第九号及び第十号の規定並びに附則第十一条中食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十四条第一項第八号の改正規定及び同法附則第四条の改正規定は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、第四条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附則 (平成一五年六月二一日法律第七四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成一八年三月三十一日法律第二五五号) 抄
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
附則 (平成一八年三月三十一日法律第二六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日法律第二六号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
附則 (平成一九年三月三〇日法律第八八号) 抄
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄
第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第九号の規定 公布の日
(処分等に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。
3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
(命令の効力に関する経過措置)
第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則 (平成二五年一二月二七日法律第八四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四号、第六十六条及び第九十二条の規定は、公布の日から施行する。

法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(政令への委任)
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則 (平成二五年一二月二七日法律第八四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四号、第六十六条及び第九十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則 (平成二五年一二月二七日法律第八四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四号、第六十六条及び第九十二条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則 (平成二六年五月二一日法律第三八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附則 (平成二七年九月一八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年六月一三日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成三〇年六月一五日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第七条から第十条まで、第十二条(附則第九条第三項に係る部分に限る。)及び第二十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和元年一二月四日法律第六二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和五年五月二六日法律第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。